

評価書（個票）

事務・事業名	作業環境測定機器の較正	担当課 (担当課長)	労働基準局 安全衛生部化学物質対策課 (奥村 伸人)
根拠法令等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の2の16 粉じん障害防止規則第26条第3項	類型	検査検定
		指定等の形態	登録
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 粉じん障害防止規則を昭和63年に改正し、作業環境管理が良好な状態が持続した場合は、当時精度が向上してきている簡易測定機器による測定を認めるが、公的機関で定期的に較正を行うことで精度を担保することとされた。 当該事業は、指定制度として行っていたが、平成21年9月に登録機関制度に移行した。</p> <p>○事務・事業の内容 粉じん障害防止規則第26条第3項において、作業環境管理の良好な一定の作業場の粉じん濃度の測定について労働基準監督署長による特例許可を受けた場合には、定期的に精度を較正された測定機器（デジタル粉じん計）による簡易な測定が可能となっている。この較正は、法令に基づく一定の要件を備えた登録較正機関が行うこととしている。</p>		
事務・事業の目的	定期的に一定の登録要件に適合した者による較正を行うことにより、機器の精度を確保するものである。		
関連する政策目標	-		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度） 3,354台（実施主体は、公益社団法人日本作業環境測定協会のみ）</p> <p>○事業収入（平成27年度） 75,263千円</p>		
国からの補助金等	なし		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>○平成 22 年 10 月に行われた省内事業仕分けの結果を踏まえ、手数料の値下げを行った。(21,000 円→20,000 円)</p> <p>○労働政策審議会安全衛生分科会の下に公労使の委員からなる専門委員会を設置して、厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成 23 年 11 月）を踏まえた検討を行った。現在の登録基準について検討したが、新規参入の障害となっているとは考えられないとの結論に達した。</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>デジタル粉じん計は、簡易な測定が行えるため利便性があるものの、機器内に粉じんを吸引して計測する仕組みであるため、定期的に一定の登録要件に適合した者による較正を行うことにより、機器の精度を確保することが必要である。</p> <p>機器の精度を確保することにより、粉じんの空気中濃度を的確に把握することが可能となり、測定結果に応じた作業環境管理を行うことができるため、労働者の健康障害の防止に資することができる。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性 デジタル粉じん計の較正は、専門的な技術及び設備を必要としているため、それらを持つ者に行わせることが効率的な実施に資するものである。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定等の基準の妥当性 「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に係る省令」に登録基準が規定されており、登録申請した者が当該基準に適合しているときは、行政の裁量がない形で登録がなされる。 ●実施主体としての指定等法人の適格性 登録されている法人は、デジタル粉じん計等を用いて作業環境測定を実施する者（作業環境測定士及び作業環境測定機関）を会員とする団体であり、作業環境測定士等の業務の進歩改善に資するために、会員の指導等を行うことを目的としているため、適正な業務運営が可能である。また、当該事務の特別会計を設け、収支計算書をHP等で公表する等により、明確化及び透明化を図っている。
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>今後とも、適切な手数料となっていることや、効率的な実施となるように、引き続き、登録較正機関に対して指導していくこととしたい。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

・ 公益法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
公益法人（1法人）			
（社）日本作業環境測定協会	平成 21 年 9 月	03-3456-0443	法令等により、料金等の設定に当たって、国が関与することとはされていない。